

屋根雪下ろし等支援事業について (実施期間の訂正)

12月1日付け公区回覧でご案内いたしました屋根雪下ろし事業において、補助期間に誤りがございました。

つきましては下記「○補助金」の項目の期間を訂正いたします。
ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

○補助対象者

- ・町内に住所を有する個人住宅の所有者又は、居住者（公営住宅、町営住宅、各種施設は除く）。

○補助対象経費

- ・住宅及び住宅敷地内の付属屋（車庫、カーポート、倉庫、物置等）の屋根雪下ろし、又は住宅等の雪庇落とし等に掛かる作業代金。

○助成金

- ・住宅・住宅敷地内の付属屋の屋根雪下ろしにかかった作業代金の3分の1以内。（上限6,000円）

誤）・1シーズン中2回まで（1月15日から3月31日まで）
正）・1シーズン中2回まで（12月2日から3月31日まで）

○申込み期間等

- ・令和7年3月26日まで
 - ・申込み用紙等は、町民生活課に備えてあります。
- ※建物の高さによって雪下ろしを実施できない場合があります。また、希望された日に作業が実施できない場合がありますので、申込みの際に指定業者にご確認ください

◆指定業者◆

住宅及び付属屋の屋根雪下ろし等

- ・（株）山本創建 TEL：6-7422
- ・下川ふるさと興業 TEL：4-4206

付属屋の屋根雪下ろし等

- ・（株）丸昭高橋工務店 TEL：4-3314
- ・（株）丹野建設 TEL：4-2237

◆お問い合わせ◆

下川町役場 町民生活課 維持管理係
TEL 4-2511(内線253)
TEL(告知端末) 4-251106

『屋根の雪下ろし中』や

『屋根からの落雪』による

災害を防止しましょう!!

①安全帯を必ず使用する。(原則ハーネス型)

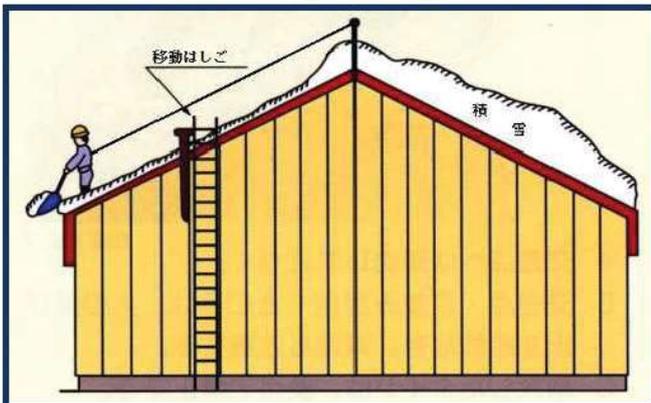
②安全帯のフックをかける
親綱、単管パイプ等の
設備を設ける。



屋根・
屋上から
滑落

屋根の除雪作業

1. 安全帯の取付設備を設置して、安全帯を確実に使用する。
2. 保護帽（墜落時保護用）を着用する。
3. 移動式はしごの上部を固定する。
4. 除雪は屋根の上部から行う。
5. 雪庇を下からつつかない。
6. 雪の投下場所はバリケードなどで囲い、立ち入り禁止とする。
7. 天窓等踏み抜きのおそれのある場所を明示し、立ち入りを禁じる。
8. 熟練者の指揮の下に作業を行い、単独作業は避ける。



①落雪危険区域には、囲い、標識等を
設置して立ち入りを禁止する。

②予め落雪の危険がある屋根上の
雪を降ろす。

屋根から
の落雪に
激突

立入
禁止